第４章　分野別の取り組み

1　栄養・食生活

＜現状・課題＞

○適正な食事量について理解していない人がいます。また、健康な生活のために妊産婦や高齢者などの体重管理は重要ですが、太りすぎ、やせすぎなどの問題がみられます。

○市民の食生活において、生活リズムの乱れや食の外部化（外食・中食の利用増加）などの課題があります。外食や中食を利用しすぎると、塩分の摂りすぎや、野菜不足、栄養バランスの偏りなどにつながるため、改善していくことが必要です。

○子どもや若年者（20 歳代～30 歳代）で朝食を食べない人がみられます。朝ごはんを食べることの大切さが十分に伝わっていません。

○高齢化が進んでおり、高齢者の食生活改善についても働きかけていく必要があります。

○近年では、子どもが柔らかい食べ物や味の濃い食べ物を好む傾向がみられます。また、早食いや孤食など、食事のとり方についても問題がみられます。望ましい食事の仕方について、正しい知識を普及していくことが必要です。

○若い世代の一人暮らしや、共働き世帯などが増え、家族で食卓を囲む機会が減少しています。時間にゆとりがない子育て中の保護者も多く、子どもの食生活が心配です。

■男女別、年齢別の体重の状況

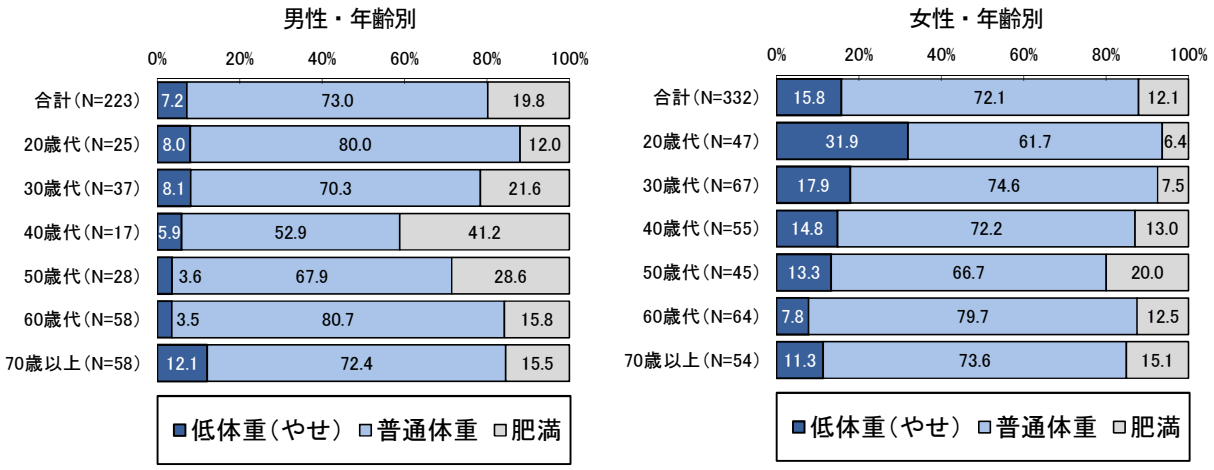

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査（平成 25 年度）

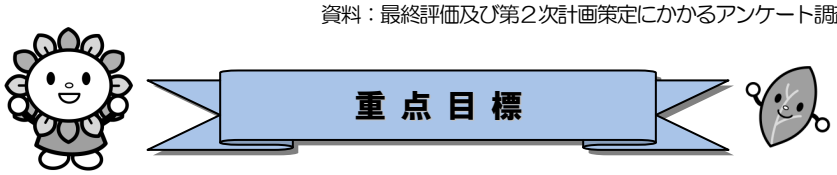

★食の外部化、簡便化を改め、バランスのよい食事を心がけよう！
★朝ごはんの大切さを広め、朝食欠食者を減らそう！
★食事をとるゆとりや、誰かと一緒に食べることの大切さを広めよう！

「栄養・食生活」の分野での取り組み状況の成果を測るものとして、次のような指標を掲げます。

＜指標項目＞

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
肥満者・肥満傾向にある子どもを減少させる		
小学生の中等度・高度肥満傾向児の割合	男子　4.6% 女子　3.4%	4%以下 3%以下
20～60 歳代男性　　肥満者（ＢＭＩ※10 25 以上）の割合	21.3%	18%以下
40～60 歳代女性　　肥満者（ＢＭＩ 25 以上）の割合	11.6%	8.5%以下
女性のやせ過ぎの人を減少させる		
やせ過ぎ者（ＢＭＩ 18.5 未満）の 20 歳代女性の割合	31.9%	15%以下
低栄養傾向にある高齢者を増加させない		
低栄養傾向高齢者（ＢＭＩ 20 以下）の割合	24.7%（65 歳以上）	20%以下
朝食を欠食する人を減らす		
１～３歳児　朝食を欠食する人の割合	1.3%	0%
中学生　　朝食を欠食する人の割合	0.8%	0%
17 歳　　朝食を欠食する人の割合	1.1%	0%

＜取り組み＞

市民一人ひとりの取り組み

○家族みんなで楽しく食事をしましょう。

○３食、規則正しくバランスの良い食事を摂ることを心がけましょう。

○朝ごはんを食べましょう。

○定期的に体重を計り、肥満ややせ過ぎに注意するなど、体重管理を心がけましょう。

○外食、中食は、栄養成分などを良く見て、バランスを考えながら活用しましょう。

地域・団体・事業者等の取り組み

○地域の中で、一緒に食事をする機会を持ちましょう。

○子ども会やシニアクラブなど、地域の団体・組織の中で食事や栄養の大切さを伝える機会を持ちましょう。

○飲食店は、栄養成分の表示に取り組みましょう。また、健康的なメニューの提供などを進めましょう。

行政の取り組み

○朝ごはんの摂取や、望ましい栄養バランス、外食・中食における正しい食の選び方などに関する情報発信や啓発、学習機会の提供等を行います。

○朝ごはんレシピや手軽にできる料理の紹介、料理教室などを開催し、市民の朝ごはんの摂取や、食事づくりを支援します。

○食品事業者や飲食店と連携して、市民の食生活の改善に役立つ活動を展開します。

※10 ＢＭＩ
肥満の判定に用いられる体格指数のこと。体重（kg）／身長（m）^{2}で求めることができ、18.5 未満を「やせ」、25 以上を「肥満」としている。

■行政の主な取り組み

No.	取り組み	内　容	担当課
1	保護者への啓発・情報提供の実施	「パパママ教室」の栄養指導や「離乳食教室」において、子どもを持つ保護者への栄養・食生活に関する知識の普及を進めます。	健康課
2	栄養・食生活に関する知識の普及	健康相談、健康教育を実施し、栄養・食生活に関する知識の普及を進めます。	健康課
3	生活習慣病予防教室の開催	「あなたのためのちょいやせ道場」を開催し、肥満の防止、改善を支援します。	健康課
4	【チャレンジ】 健康づくり教室の開催	「骨コツヘルスアップ教室」などを開催し、市民が栄養・食生活の改善に関する取り組みを実践できるよう支援します。	健康課
5	【チャレンジ】 食生活改善推進員への活動支援	食生活改善推進員による自主活動（料理教室等）への支援を行います。	健康課
6	朝ごはんの摂取促進	朝ごはんメニューの募集や、紹介等を行い、市民の朝食欠食を防ぎます。	健康都市推進室
7	県等と連携した飲食店への働きかけ	市内の飲食店等に対し、健康的なメニューの提供などを働きかけます。	健康課

＊【チャレンジ】　の表記がある事業は、66 ページに記載の「第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ」事業に位置づけています。

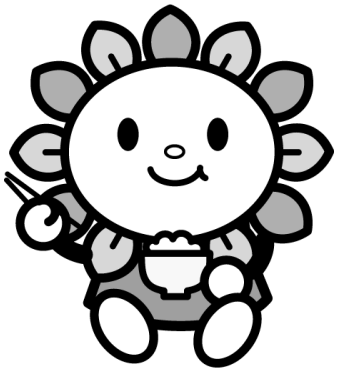

２　身体活動・運動

＜現状・課題＞

○本市では、各地域で筋トレ（筋力トレーニング）の自主グループが活発に活動を展開しています。筋トレのグループ活動は高齢者の仲間づくりや閉じこもり予防にも効果を発揮しており、さらに活動を活性化させていく必要があります。一方で、ラジオ体操などの、子ども・若者等、幅広い世代の参加により取り組む身近な身体活動・運動の機会は減少しています。

○本市では、市民によるウォーキング活動も活発です。ウォーキングコースの整備や、マップによる情報提供などを行っており、今後も継続していく必要があります。

○今後、さらに高齢化が進むことが見込まれる中、寝たきりや認知症の防止のためにも、高齢者の身体活動・運動機会の増加が重要です。特に、身体活動量の増加や運動習慣の定着のためには、ともに活動する仲間や、活動の楽しさがあることが大きな要素になります。

○仕事や子育てに忙しい30歳代～40歳代で、運動習慣の有無に差があります。忙しい中でも身体活動量を増加させることができる仕掛け等が必要です。

○あさぴースポーツクラブや、体育館などの、市民がスポーツ等に取り組むための機会・場は比較的充実していますが、施設のバリアフリー化等に取り組む必要があります。

■仕事、家事以外に意識して何か運動をしていますか

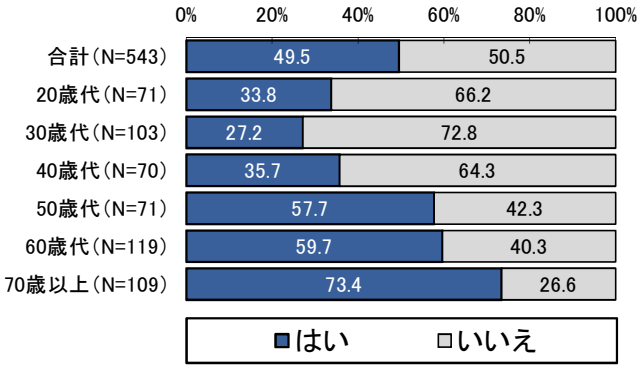

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査（平成25年度）

■運動習慣者の割合

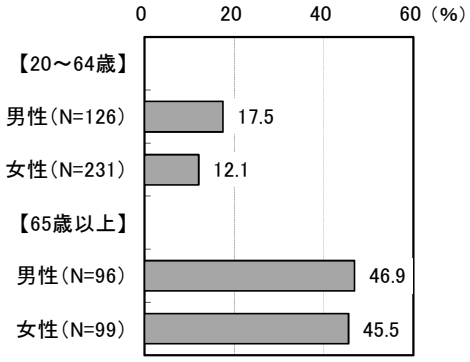

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査（平成25年度）

★「運動」「身体活動」の楽しさを広めよう！

★高齢者が継続的に取り組める運動・身体活動を促進しよう！

★市民が運動に取り組みやすい環境を整えよう！

「身体活動・運動」の分野での取り組み状況の成果を測るものとして、次のような指標を掲げます。

＜指標項目＞

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
意識的に運動している人の割合を増やす		
意識的に運動している人の割合（男性）	54.6%	63%以上
意識的に運動している人の割合（女性）	46.1%	63%以上
運動習慣がある人を増やす		
運動習慣者の割合（20～64 歳・男性）	17.5%	28%以上
運動習慣者の割合（20～64 歳・女性）	12.1%	22%以上
運動習慣者の割合（65 歳以上・男性）	46.9%	57%以上
運動習慣者の割合（65 歳以上・女性）	45.5%	56%以上
地域活動に参加している人を増やす		
地域活動をしている人の割合（60 歳以上・男性）	34.5%	50%以上
地域活動をしている人の割合（60 歳以上・女性）	46.9%	50%以上
「ロコモティブシンドローム※11」を知っている人を増やす		
ロコモティブシンドロームの認知度	14.9%	80%以上

＜取り組み＞

市民一人ひとりの役割

○日常的に運動や身体活動量の増加に取り組みましょう。

○自分の体力や身体の状況に応じて、運動などに取り組みましょう。

○自分の望ましい身体活動量の基準※12 を知り、日常生活の中で達成できるように実効してみましょう。

地域・団体・事業者等の役割

○地域で筋トレの自主的活動を展開して、参加者の増加に努めましょう。

○さまざまな世代の人が参加できる、ラジオ体操などの機会を充実しましょう。

○組織・団体は、運動やスポーツがもたらす良い効果を市民に積極的に発信していきましょう。

※11 ロコモティブシンドローム
加齢に伴う筋力の低下や、関節や背椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態のこと。

※12 身体活動量の基準
達成することが望ましい 18～64 歳の身体活動（生活活動・運動）の基準は、「強度が３メッツ以上の身体活動を毎日 60 分行う（＝23 エクササイズ／週）」こと。具体的には、歩行またはそれと同等以上の強度の身体活動を毎日 60 分行うこと。“メッツ”は身体活動の強さを安静時の何倍に相当するかで表す単位で、座って安静にしている状態が１メッツ、普通歩行が３メッツに相当する。また、身体活動の強度（メッツ）に身体活動の実施時間（時）をかけたものを“エクササイズ”と言い、身体活動の量を表す単位となっている。

行政の役割

○筋トレ、ウォーキング、ラジオ体操など、身近な地域で、仲間とともに取り組む身体活動・運動を促進します。また、身体活動・運動の成果が市民の目に見えるよう、効果を測定します。

○市民の身体活動量の増加、運動・スポーツ習慣の定着に向け、啓発や情報提供を行います。

○スポーツ、運動の機会の提供や、情報の一元化等により、市民がスポーツ、運動に取り組みやすい環境を整備します。

○運動やスポーツに関する団体間の連携に向け、コーディネート機能を強化します。

■行政の主な取り組み

No.	取り組み	内　容	担当課
1	妊婦への支援	「パパママ教室」などで、妊婦の身体活動・運動を支援します。	健康課
2	身体活動・運動に関する知識の普及	健康相談、健康教育、職員出前講座等を実施し、身体活動・運動に関する知識の普及を進めます。	健康課
3	生活習慣病予防教室の開催	「あなたのためのちょいやせ道場」を開催し、身体活動・運動の知識普及を通じて肥満の防止、改善を支援します。	健康課
4	【チャレンジ】健康づくり教室の開催	「骨コツヘルスアップ教室」「ぴんぴんフィットネスクラブ」「らくらく筋トレ教室」などを開催し、市民の身体活動・運動を支援します。	健康課
5	ウォーキングの促進	「日本列島歩け歩け大作戦（ウォーキングマップ）」の展開により、市民のウォーキングを促進します。	健康課
6	【チャレンジ】健康づくり推進員への活動支援	健康づくり推進員による自主活動（筋トレ教室の支援、ウォーキングの実施等）を支援します。	健康課
7	運動やスポーツに取り組む機会の提供	市民体育大会やウォーキングイベント、ラジオ体操講習会等の実施、地域密着型スポーツクラブの運営支援等を通じ、市民の運動・スポーツ活動を支援します。	文化スポーツ課

＊【チャレンジ】　の表記がある事業は、66 ページに記載の「第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ」事業に位置づけています。

３　休養・こころの健康づくり

＜現状・課題＞

○仕事や勉強などの忙しさにより、睡眠時間が十分に確保できていない市民がみられます。生活リズムの乱れは十分な休養をとれず、ストレスを増大させるおそれがあります。

○中高生などの若い世代では、近年、携帯電話やタブレット型携帯端末（スマートフォンなど）の普及が進んでいます。これらの電子機器の利用は、睡眠不足や生活リズムの乱れにもつながることがあるため、適度な利用に努めることが重要です。

○子どもが悩みを一人で抱え込まないよう、自分の悩みを気軽にきいてもらえるような環境づくりが望まれます。

○人間関係の問題や仕事・子育ての負担、介護の問題など、世代によって悩みや不安はさまざまです。生涯にわたってストレスとの上手なつきあい方を身につけることが必要です。

○深刻な子育ての悩みは、児童虐待などにつながることが心配されます。親子関係は人間関係の基礎となるため、将来的に子どものこころの健康問題を生じさせないためにも、子育て家庭において、孤立した子育てや悩みの深刻化を防ぐことが大切です。

○悩みやストレスに関して、身近な家族や友人、地域の人から、専門的な相談機関まで、さまざまな悩みの種類や段階に応じて相談できる環境づくりが求められます。

○悩みや不安を持つ人を見つけて支援機関につなげることや、こころの病気や自殺の防止などにおいて、地域コミュニティは大きな役割を担っています。近隣関係が希薄化している現代ではありますが、身近な地域の人との交流やふれあいを促進することが、こころの健康を保つためにも大切となっています。

■睡眠によって十分に休養がとれていますか

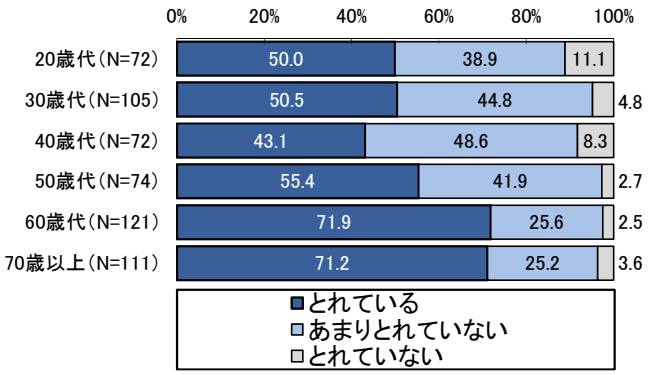

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査
（平成 25 年度）

■この１か月間に、ストレスを感じたことはありますか

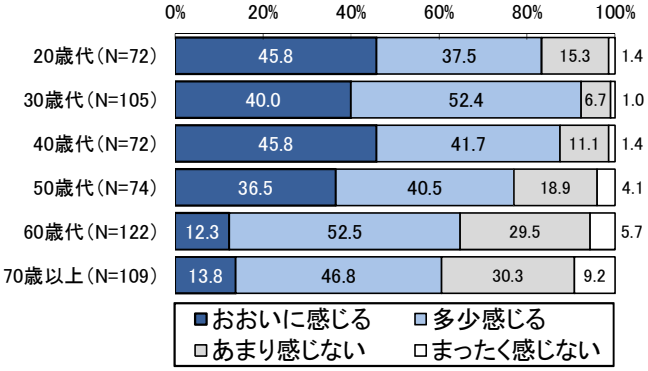

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査
（平成 25 年度）

重 点 目 標

★世代に応じて違うストレスとの上手なつきあい方やストレス解消方法を身につけよう！

★気軽に悩みを相談できる環境をつくろう！

★地域コミュニティの中で、こころの健康づくりを進めよう！

「休養・こころの健康づくり」の分野での取り組み状況の成果を測るものとして、次のような指標を掲げます。

＜指標項目＞

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
睡眠による休養を十分にとれていない人を減らす		
睡眠による休養を十分にとれていない人（20 歳以上）の割合	41.1%	21%以下
午後 10 時以降に就寝する子ども（１～３歳児）の割合	17.7%	9%以下
困った時や心配なことがある時に相談できる人がいる人を増やす		
困った時や心配なことがある時に相談できる人がいる割合	83.2%	90%以上
強いストレスを感じている人を減らす		
強いストレスを感じた人の割合	29.8%	23%以下

＜取り組み＞

市民一人ひとりの取り組み

○自分や家族のこころの健康に気を配りましょう。

○子どものいる家庭では、携帯電話やスマートフォンなどの適切な利用について親子で話し合いをしましょう。

○十分に睡眠をとるとともに、趣味などをみつけ、ストレスをためない生活を心がけましょう。

○地域の子どもや子育て家庭に気を配り、声掛けをしましょう。

地域・団体・事業者等の取り組み

○行事やイベント、日常的なあいさつなどで、地域内のふれあいの機会をつくりましょう。

○地域で孤立する心配のある人（一人暮らしの高齢者、ひきこもり、不登校の子ども、子育てに悩む保護者など）をみんなで見守り、声かけをしましょう。

行政の取り組み

○乳幼児健康診査等を通して、保護者が子育ての悩みを一人で抱え込まないよう支援します。

○ストレスとのつきあい方や、情報機器等の使い方、こころのリフレッシュ方法などに関する啓発、情報提供を行います。

○こころの健康づくりに関する相談を実施するとともに、広く市民に対し、相談窓口についての情報提供を行います。

○身近な地域での隣近所の交流、ふれあいを促進します。

■行政の主な取り組み

No.	取り組み	内　容	担当課
1	妊婦への支援	ハイリスク妊婦への健康相談を実施し、子育ての不安や悩みの解消を支援します。	健康課
2	子育て世代への支援	乳幼児健康診査、家庭訪問や面接、電話相談等を実施し、育児に伴う不安や悩みをともに解決していくことができるよう支援します。	健康課
3	こころの健康に関する相談の実施	家庭訪問や面接、電話相談等を実施し、不安や悩み、こころの健康の問題への対応を行います。 「こころの健康・病気相談（精神保健福祉相談）」により、精神保健福祉士による専門的な相談に対応します。	健康課 福祉課
4	【チャレンジ】 こころの健康に関する知識の普及	健康相談、健康教育、職員出前講座等を実施し、身体活動・運動もあわせて、こころの健康に関する知識の普及を進めます。	健康課
5	ストレス解消等への支援	お出かけウォーキング（市保養センターを活用したウォーキング）等を促進し、市民のストレスの解消を図ります。	健康都市推進室

＊【チャレンジ】　の表記がある事業は、66 ページに記載の「第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ」事業に位置づけています。

4　たばこ・COPD

＜現状・課題＞

○心身が成長する時期にある子どもにとって、喫煙や受動喫煙[※13]は健全な成長を妨げる原因になります。そのため、子どもがたばこを吸わないよう、環境整備や教育に取り組む必要があります。

○妊婦の喫煙は胎児に悪影響を及ぼすことから、根絶することが大切です。しかし、本市でもわずかながら妊婦の喫煙がみられるため、さらなる啓発や健康教育の実施が必要です。また、妊婦自身は喫煙していない場合でも、家族からの受動喫煙が影響を及ぼす場合があるため、家族全体への働きかけが大切になります。

○たばこをやめたいと思いつつも、やめられない人がみられます。禁煙を希望する人に対しては、禁煙外来などにより医療的な支援が受けられる環境が整いつつあるため、それらの支援を活用することが大切です。

○公共施設や飲食店でも禁煙の機運が高まっています。受動喫煙の害についての認識を高め、さらに受動喫煙を防ぐ環境づくりを官民協働で進める必要があります。

○COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、全国的にも潜在的な患者が多数いるとされています。しかし、認知度はまだ低い状況であり、どんな病気か知っている人は全国でも 25%、本市で 19.3%にとどまっています。

■たばこを吸いますか

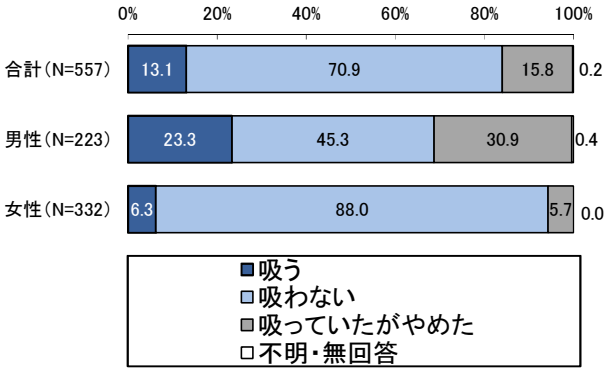

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査（平成 25 年度）

■ＣＯＰＤを知っていますか

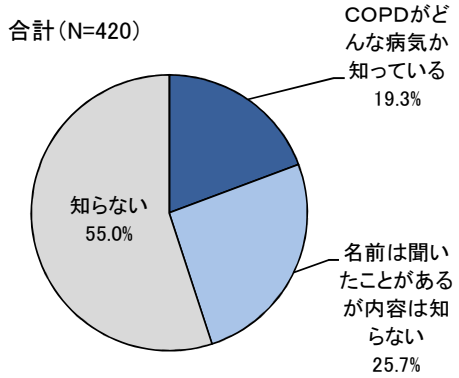

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査（平成 25 年度）

※13　受動喫煙

自分の意思とは関係なく、 周囲のたばこの煙を吸わされること。また、喫煙時だけではなく、室内や車内で喫煙した後にも、壁などにたばこの煙の成分が付着することで、長期間にわたって有害物質が揮発されることによる「サードハンド・スモーク（残留タバコ成分）」の影響も問題になっている。

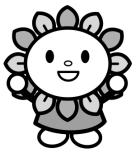

重 点 目 標

★子どもに喫煙の害を伝えよう！

★「たばこをやめたい」喫煙者への、禁煙支援を充実しよう！

★施設などの禁煙を進め、受動喫煙の機会を減らそう！

「たばこ」の分野での取り組み状況の成果を測るものとして、次のような指標を掲げます。

＜指標項目＞

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
喫煙している市民を減らす		
成人の喫煙率　男性	23.4%	15%以下
成人の喫煙率　女性	6.3%	4%以下
未成年者の喫煙をなくす		
中学生男子の喫煙率	0.0%	0%
中学生女子の喫煙率	0.9%	0%
17 歳男子の喫煙率	0.0%	0%
17 歳女子の喫煙率	2.0%	0%
妊娠中の喫煙をなくす		
妊婦の喫煙率	0.9%	0%
受動喫煙の機会を減らす		
子育て家庭において、同居家族に喫煙者がいる割合　乳児	37.1%	20%以下
子育て家庭において、同居家族に喫煙者がいる割合　幼児	32.5%	20%以下
「ＣＯＰＤ」を知っている人を増やす		
「ＣＯＰＤ」の認知度（どんな病気か知っている割合）	19.3%	80%以上

＜取り組み＞

市民一人ひとりの取り組み

○家庭内でたばこの害などについて子どもに伝えていきましょう。

○たばこを吸う人は、たばこを吸わない人に配慮しましょう。

○たばこや受動喫煙の害について正しい知識を得るようにしましょう。

地域・団体・事業者等の取り組み

○飲食店などでは、禁煙や分煙を積極的に進めましょう。

○地域や会社で、たばこの害について学ぶ機会を持ちましょう。

行政の取り組み

○保育所・幼稚園・学校を通じて、子どもへの禁煙教育を推進します。また、子どもの保護者に対しても効果的な啓発や情報提供を行います。

○禁煙を希望する人に対し、相談や情報提供、禁煙外来治療費の助成等を通じて禁煙を支援します。

○公共施設における禁煙を推進します。また、市内の民間事業者や、多くの人が利用する公共的な場所における禁煙・分煙を促進します。

■行政の主な取り組み

No.	取り組み	内　容	担当課
1	妊婦や、子どもがいる家庭への啓発	母子健康手帳交付時、「パパママ教室」、乳幼児健康診査において、たばこや受動喫煙の害などに関する知識の普及を進めます。	健康課
2	禁煙に関する相談の実施	家庭訪問や面接、電話相談等を実施し、禁煙等に関する相談を受け付けます。	健康課
3	喫煙等に関する知識の普及	健康相談、健康教育、職員出前講座等を実施し、たばこや受動喫煙の害などに関する知識の普及を進めます。	健康課
4	禁煙を希望する人への支援	禁煙外来治療費助成や医療機関の情報提供、相談などにより、禁煙を希望する人を支援します。	健康課
5	学校における喫煙防止教育の推進	学校において、児童生徒に対したばこや受動喫煙の害などに関する知識の普及を進めます。	学校教育課
6	受動喫煙防止対策の実施	公共施設の敷地内において、禁煙を実施します。	健康課 施設所管課

5　アルコール

＜現状・課題＞

○未成年者の飲酒は法律で禁止されており、また、成長期にあたる子どもの飲酒は心身に悪影響を及ぼします。アルコールによる心身の影響等についての知識を普及し、子どもへの飲酒防止教育を進めることが大切です。

○未成年者の飲酒がもたらす害について、認識が薄い大人も見受けられます。親が子どもにお酒を勧めることなどが決してないよう、周囲の大人が手本となることが大切です。

○酒は百薬の長とも言われますが、過度な飲酒は生活習慣病などにもつながります。お酒を飲み過ぎることがないよう、自分の体にとっての適切な飲酒量を把握することが重要です。

○大学生になると飲酒する機会が増えますが、大学生には未成年者が含まれるため、法律を遵守し、急性アルコール中毒などを防ぐための啓発が必要です。

■お酒を飲みますか

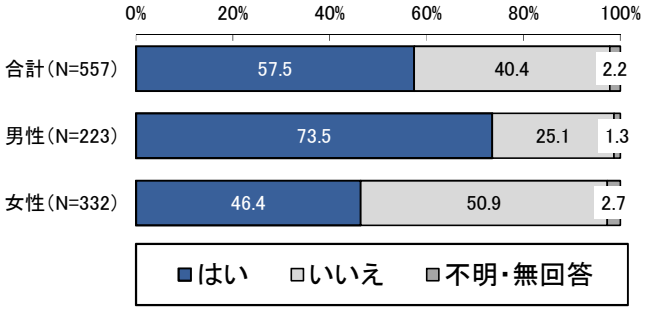

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査
（平成 25 年度）

■飲酒したことがある人の割合

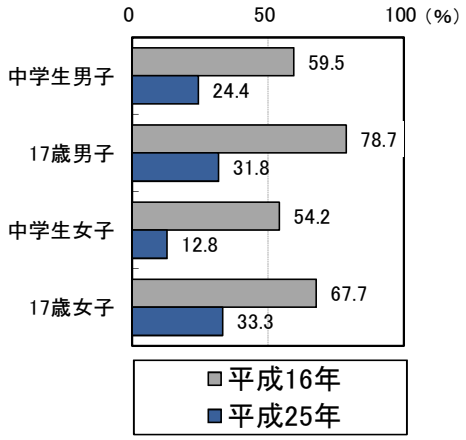

資料：アンケート調査（平成16年度、平成25年度）

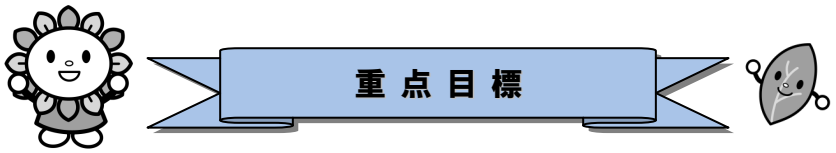

★適正な飲酒量の知識を浸透させ、楽しく飲めるようにしよう！

★アルコールの害や知識について、学校での教育を進めよう！

★アルコールの害を広く市民に伝えよう！

「アルコール」の分野での取り組み状況の成果を測るものとして、次のような指標を掲げます。

＜指標項目＞

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
未成年者の飲酒をなくす		
中学生男子の飲酒経験者の割合	24.4%	0%
中学生女子の飲酒経験者の割合	12.8%	0%
17 歳男子の飲酒経験者の割合	31.8%	0%
17 歳女子の飲酒経験者の割合	33.3%	0%
妊娠中の飲酒をなくす		
妊婦の飲酒割合	0.0%	0%
生活習慣病のリスクを高める量の飲酒※14をしている人を減らす		
＊１日当たり純アルコール量が40ｇ以上の男性の割合	23.8%	15%以下
＊１日当たり純アルコール量が20ｇ以上の女性の割合	8.1%	6%以下

＜取り組み＞

市民一人ひとりの役割

○自分の適切な飲酒量を把握しましょう。

○飲酒する際は、飲み過ぎないようにしましょう。

○大人は、子どもにお酒を飲ませないようにしましょう。

地域・団体・事業者等の役割

○地域のお祭りや、会社での歓送迎会など、お酒を飲む際には飲み過ぎないように気をつけるとともに、人に飲ませすぎないようにしましょう。

○社会全体で、節度ある飲酒を進める気運づくりを進めましょう。

行政の役割

○未成年者、妊産婦の飲酒の害や、適切な飲酒に関する啓発・情報提供を行います。

○子どもが飲酒することがないよう、保育所・幼稚園・学校において飲酒防止のための健康教育を実施します。また、子どもの保護者にも啓発を行い、未成年の飲酒を防止します。

※14　生活習慣病のリスクを高める量の飲酒

１日の平均純アルコール摂取量が男性で 40ｇ以上、女性で 20ｇ以上と定義している。主な酒類の純アルコール量の目安は次のとおりである。

- ビール（中瓶１本　500ml）…20ｇ
- ウイスキー、ブランデー（ダブル　60ml）…20ｇ
- ワイン（１杯 120ml）…12ｇ
- 清酒（１合　180ml）…22ｇ
- 焼酎（25 度）（１合　180ml）…36ｇ

■行政の主な取り組み

No.	取り組み	内　容	担当課
1	妊婦・子どもの保護者への啓発	母子健康手帳交付時や「パパママ教室」において、多量飲酒や、妊産婦の飲酒の害などに関する知識の普及を進めます。	健康課
2	飲酒・アルコールに関する相談の実施	家庭訪問や面接、電話相談等を実施し、飲酒やアルコール等に関する相談を受け付けます。	健康課
3	飲酒・アルコールに関する知識の普及	健康相談、健康教育、職員出前講座等を実施し、多量飲酒の害などに関する知識の普及を進めます。	健康課
4	学校における飲酒防止教育の推進	学校において、児童生徒に対し、アルコールや多量飲酒の害などに関する知識の普及を進めます。	学校教育課

６　歯の健康

＜現状・課題＞

○子どもの頃から、歯みがき習慣の定着を図ることが大切です。子どもの歯の健康に関しては保護者がしっかりと認識することが重要であり、幼児歯科健診の受診や、おやつの内容等への配慮、歯の仕上げ磨きなどに取り組む必要があります。

○本市の幼児歯科健診の結果をみると、１歳６か月児、２歳３か月児、３歳児でむし歯のある子どもの割合が減少しており、改善しています。

○歯みがき習慣が身についていても、効果的に行えていない場合もあります。歯間清掃用具なども効果的に活用していくことが大切です。

○かかりつけ歯科医づくりにより、定期的に歯と口腔の健康づくりに取り組む必要があります。

○歯・口腔の健康は、全身疾患とも関わりがあるため、歯の大切さや、正しい知識を普及させていく必要があります。

○高齢者の歯や口腔の健康づくりは、高齢期を健康に過ごすことの基礎となります。「8020 運動」を効果的に展開し、歯と健康の関係について周知していくことが大切です。

■むし歯のある子どもの割合

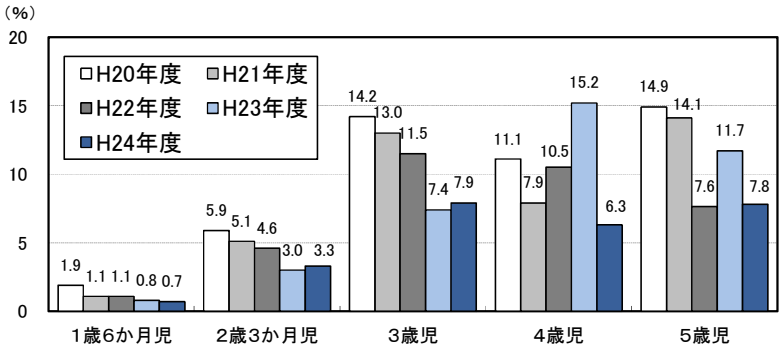

資料：尾張旭市の保健予防活動

■歯の平均本数

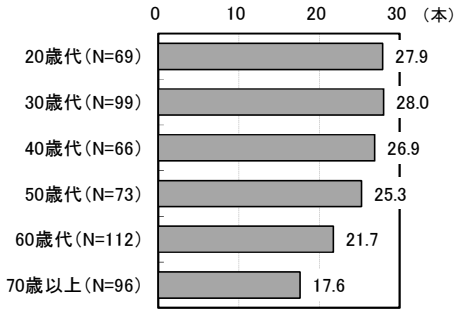

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査（平成25年度）

重 点 目 標

★子どもの歯の健康づくりに取り組もう！

★かかりつけ歯科医をつくり、定期的に歯と口の健康づくりを進めよう！

★歯や口腔の健康についての正しい情報を周知しよう！

「歯の健康」の分野での取り組み状況の成果を測るものとして、次のような指標を掲げます。

＜指標項目＞

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
むし歯のない子どもを増やす		
３歳児でむし歯のない子どもの割合	92.1%	95%以上
12 歳児でむし歯のない子どもの割合	72.2%	77%以上
歯みがき習慣の確立		
幼児の仕上げ磨きをしていない保護者の割合	10.7%	10%以下
歯間清掃用具を使用している人の割合（35～44 歳）	30.0%	50%以上
歯間清掃用具を使用している人の割合（45～54 歳）	49.4%	60%以上
歯間清掃用具を使用している人の割合（成人）	35.2%	50%以上
定期的に歯科健診を受ける人を増やす		
年１回以上歯の健診を受けている人の割合（成人）	38.5%	50%以上
年１回以上歯の健診を受けている人の割合（55～64 歳）	51.4%	60%以上
かかりつけ歯科医を持つ人を増やす		
かかりつけ歯科医を持つ人の割合	69.2%	80%以上
60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する人を増やす		
60歳で24本以上の自分の歯を有する人の割合	71.6%	80%以上
80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する人を増やす		
80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合	36.4%	50%以上

＜取り組み＞

市民一人ひとりの役割

○保護者は、子どもに歯みがき習慣を身につけさせましょう。

○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受けましょう。

○口腔ケアを怠ることでかかる疾患等について知識を深めましょう。

地域・団体・事業者等の役割

○地域で歯や口腔の健康について学ぶ機会を持ちましょう。

○歯や口腔の健康についての情報を発信しましょう。

○組織・団体活動の中でかかりつけ歯科医づくりや歯の大切さについて発信しましょう。

行政の役割

○各種歯科健康診査を実施するとともに受診率向上に努め、子どもから高齢者まで、市民の生涯にわたる歯の健康づくりや口腔環境の向上を支援します。

○保育所・幼稚園・学校との連携のもとで歯みがき指導等を行い、子どもの歯の健康づくりを進めます。

○医療機関等との連携のもとで、かかりつけ歯科医づくりを促進します。また、歯周病と全身疾患の関係や、高齢期の歯と口腔機能の重要性について、広く情報提供し、周知を図ります。

■行政の主な取り組み

No.	取り組み	内　容	担当課
1	妊産婦への支援	「妊産婦歯科健康診査」を実施し、妊産婦のむし歯・歯周病の予防と口腔環境の改善を図ります。	健康課
2	妊産婦・子どもの保護者への啓発	「パパママ教室」等において、むし歯予防などに関する知識の普及を進めます。	健康課
3	乳幼児歯科健康診査の実施	１歳６か月児、２歳３か月児、３歳児、４歳児、５歳児、６歳児に対し、歯科健診を実施するとともに、受診率の向上に努めます。	健康課
4	子どもへの歯みがき指導の実施	保育所・幼稚園・学校において、歯みがき指導を実施します。	健康課
5	成人歯科健康診査の実施	成人歯科健康診査を実地するとともに、受診率の向上に努めます。	健康課
6	歯の健康づくりに関する知識の普及	成人健康教室や歯科講座等を実施し、歯の健康づくりに関する知識の普及を進めます。	健康課
7	在宅等訪問歯科診療の実施	寝たきり高齢者や障がいのある人など、歯科医療機関へ通院できない人に対し、市内の歯科医師等との連携のもとで在宅等訪問歯科診療を実施します。	健康課
8	8020 運動の実施	「8020 運動表彰式」の開催などを通じ、8020 運動を推進します。	健康課

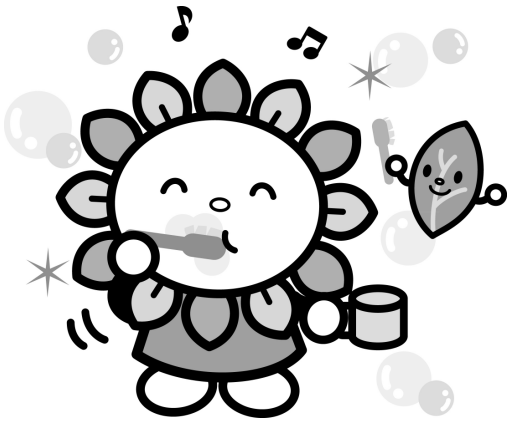

7　生活習慣病

＜現状・課題＞

○食生活の乱れや運動不足、喫煙や過剰飲酒などは生活習慣病の発生リスクを高める要因であるため、規則正しい生活習慣の定着や定期的な健診の受診が必要です。

○第１次計画の最終評価結果をみると、高齢化の影響などにより、糖尿病有病者率、脳血管疾患死亡率、心疾患死亡率、脂質異常症（高脂血症）の割合、全がん死亡率はいずれも悪化しています。

○特定健診や各種がん検診の受診率は順調に上昇しており、健（検）診を通じて市民が自身の健康状態を知り、生活習慣の改善につなげるための意識は定着しつつあります。また、本市では特定健診の実施率や特定保健指導実施率が国や愛知県と比較して高く、メタボリックシンドローム予備群・該当者率も低い状況です。比較的良い状態であると言えますが、今後の高齢化などを見据え、さらに生活習慣病予防対策を推進していくことが重要です。

○尾張旭市では、生活習慣のチェックなどを行い個人に合った健康づくりについてアドバイスする「元気まる測定」を実施しており、市民にも定着しつつあります。また、平成 25 年度からは、軽度認知障がいを早期発見するための「あたまの元気まる」を開始しました。

■「元気まる測定」を知っていますか

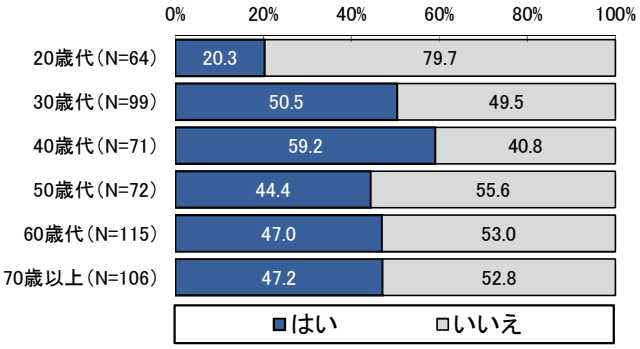

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査
（平成 25 年度）

■「元気まる測定」を受けたことがありますか
※「元気まる測定」を知っている人のみへの質問

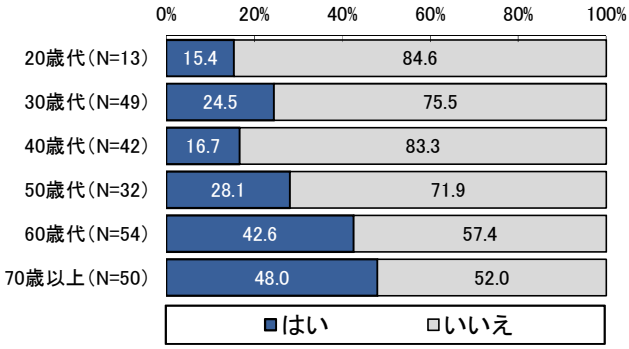

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査
（平成 25 年度）

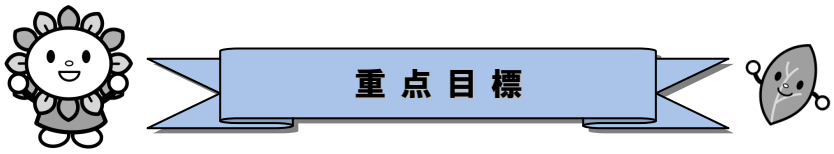

★自分の健康状態を知り、改善するために健（検）診受診を進めよう！

★「元気まる測定」のさらなる周知と定着を進めよう！

＜指標項目＞

がん

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
悪性新生物標準化死亡比の低下		
悪性新生物標準化死亡比　男性	96.2	94.7 以下
悪性新生物標準化死亡比　女性	91.5	91.0 以下
がん検診受診率の向上		
胃がん検診受診率（40 歳以上・男女）	62.1%	67%以上
肺がん検診受診率（40 歳以上・男女）	71.9%	77%以上
大腸がん検診受診率（40 歳以上・男女）	66.4%	71%以上
子宮がん検診受診率（40 歳以上・女性）	48.9%	54%以上
乳がん検診受診率（40 歳以上・女性）	50.9%	56%以上

循環器疾患

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
脳血管疾患・心疾患の標準化死亡比の低下		
脳血管疾患の標準化死亡比　男性	92.6	90.3 以下
脳血管疾患の標準化死亡比　女性	94.1	87.9 以下
心疾患の標準化死亡比　男性	76.3	76.0 以下
心疾患の標準化死亡比　女性	81.3	81.0 以下
循環器疾患の危険因子の低減		
Ⅰ度高血圧[※15]以上（最高血圧 140 以上または最低血圧 90 以上）の人の割合　男性	24.3%	18%以下
Ⅰ度高血圧以上（最高血圧 140 以上または最低血圧 90 以上）の人の割合　女性	19.6%	15%以下
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の減少		
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合　男性	34.5%	26%以下
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合　女性	11.6%	9%以下
特定健康診査・特定保健指導の実施率向上		
特定健康診査の実施率	79.8%（アンケート）	85%以上
特定保健指導の実施率	22.9%（国保のみ）	45%以上

※15 高血圧
成人における血圧の分類は、正常域血圧と高血圧があり、高血圧は血圧の高さによってⅠ度高血圧、Ⅱ度高血圧、Ⅲ度高血圧に分類される。

糖尿病

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
糖尿病性腎症による新規透析導入者の減少		
糖尿病性腎症による新規透析導入患者数（３か年の平均値）	９人	８人
糖尿病有病者率の減少		
糖尿病有病者率（ＨｂＡ１ｃ※16 6.5%以上の割合）　男性	5.1%	3.8%以下
糖尿病有病者率（ＨｂＡ１ｃ6.5%以上の割合）　女性	2.4%	1.8%以下
糖尿病有病者率（ＨｂＡ１ｃ6.5%以上の割合）　全体	3.6%	2.7%以下
糖尿病の治療継続者の増加		
ＨｂＡ１ｃ6.5%以上の人のうち、治療中の人の割合	64.2%	75%以上
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の減少【再掲】		
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合　男性【再掲】	34.5%	26%以下
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合　女性【再掲】	11.6%	９%以下
特定健康診査・特定保健指導の実施率向上【再掲】		
特定健康診査の実施率【再掲】	79.8%（アンケート）	85%以上
特定保健指導の実施率【再掲】	22.9%（国保のみ）	45%以上

元気まる測定

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
元気まる測定の受診率の増加		
元気まる測定を知っている人の割合	45.7%	55%以上
元気まる測定を知っており、受けたことのある人の割合	32.1%	40%以上

＜取り組み＞

市民一人ひとりの取り組み

○１年に１回は健康診査やがん検診を受診し、自分の健康状態を把握しましょう。

○必要に応じて保健指導や治療を受けましょう。

○「元気まる測定」で気軽に健康チェックをしてみましょう。

地域・団体・事業者等の取り組み

○特定健診やがん検診を受診しやすい環境をつくりましょう。

○地域で「出張元気まる測定」などを活用して気軽に健康チェックをしてみましょう。

※16　ＨｂＡ１ｃ（ヘモグロビン・エイワンシー）
赤血球のたんぱくであるヘモグロビン（Hb）とブドウ糖が結合したものであるグリコヘモグロビンのうち、糖尿病と密接な関係を有するもの。

行政の役割

○生活習慣病についての正しい知識の普及や、疾病の予防、重症化予防などに関する啓発、情報提供を行います。

○特定健診やがん検診等の受診を勧奨し、疾病の早期発見や重症化予防を進めます。

○特定健診受診後に、対象者に保健指導を実施し、健康状態の改善を支援します。

■行政の主な取り組み

No.	取り組み	内　容	担当課
1	健康手帳の交付	健康診査やがん検診の記録等を記入することで、市民が自分の健康を見直し、健康管理を行えるよう、健康手帳を交付します。	健康課
2	生活習慣病の予防に関する知識の普及	健康相談、健康教育、職員出前講座等を実施し、生活習慣病の予防に関する知識の普及を進めます。	健康課
3	【チャレンジ】 健康づくり教室の開催	「骨コツヘルスアップ教室」「ぴんぴんフィットネスクラブ」「らくらく筋トレ教室」などを開催し、市民の生活習慣病の予防を支援します。	健康課
4	【チャレンジ】 「元気まる測定」の実施	本市独自の健康度評価「元気まる測定」を実施し、生活習慣病の一次予防を推進します。また、「出張元気まる」や「ネット DE 元気まる」「親子で元気まる」など、市民にとって測定しやすい多様な方法により実施します。さらに、今後の高齢化を見据え、軽度認知障がいを早期発見するための「あたまの元気まる」のさらなる普及に努めます。	健康課
5	特定健康診査・特定保健指導の実施と実施率の向上	国民健康保険加入者に対し、特定健康診査・特定保健指導を実施し、さらなる実施率の向上をめざします。	保険医療課
6	がん検診の実施と受診率の向上	該当する年齢の方に、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんの各種がん検診を実施します。さらなる受診率向上に向け、受診勧奨に努めます。	健康課
7	若い世代への健診の実施	18 歳から 39 歳までの、会社などで健診を受ける機会がない方を対象に健診を実施します。	健康課
8	骨粗しょう症検診の実施	該当する年齢の女性を対象に、骨粗しょう症検診を実施するとともに、結果説明会を開催します。	健康課
9	肝炎ウィルス検診の実施	該当する年齢の方を対象に、肝炎ウィルス検診を実施し、必要に応じて保健指導や医療機関への受診へとつなげます。	健康課

＊【チャレンジ】　の表記がある事業は、66 ページに記載の「第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ」事業に位置づけています。

８　健やか親子

＜現状・課題＞

○安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりは、人が健康で生活を送る上での基本です。そのため、母子の心身の健康の保持・増進を図る母子保健事業は非常に重要なものとなります。

○第１次計画の最終評価では、妊婦を対象とした指標項目のほとんどが改善しており、順調に事業が推進されています。妊婦、乳幼児の母親が、精神的にゆとりを持って子育てができる環境となっています。

○しかしながら、休日・夜間の当直医制度についての認知度の低下や、事故防止対策の実施状況の低下、うつぶせ寝をさせる保護者の増加など、子どもの安全に関する取り組みについてはやや悪化している傾向がみられるため、改善を図っていく必要があります。また、近年は支援が必要なハイリスク妊婦等も増加しています。

○思春期保健については、たばこ、アルコール、薬物に関する知識や判断能力、性に関する知識などを持つ子どもが増加しており、正しい知識の普及が進んでいます。しかし、子どもや青少年を取り巻く環境はめまぐるしく変化していることから、危険ドラッグ等の問題や情報メディアの活用方法など、新たな問題への対応も必要となっています。

■ハイリスク妊婦数の推移

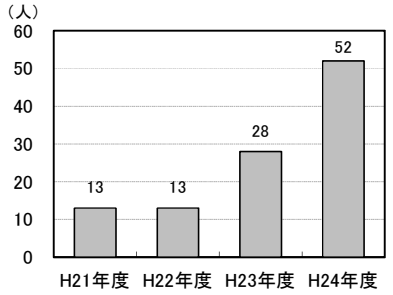

資料：尾張旭市の保健予防活動

■たばこ・アルコール・薬物に対する正しい判断ができる人の割合

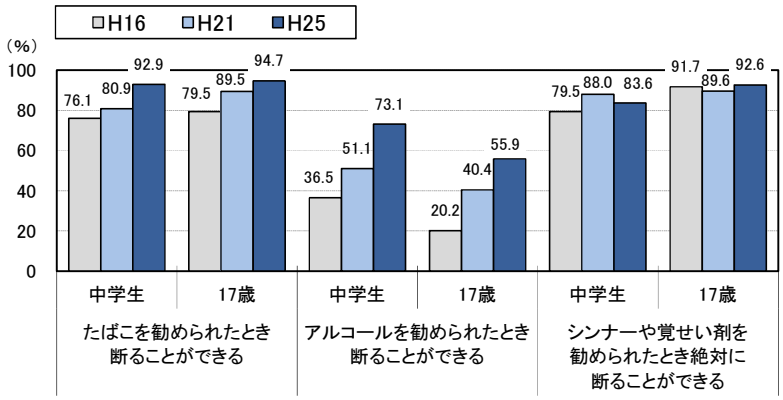

資料：アンケート調査

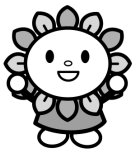

重 点 目 標

★子どもの心身の健やかな成長を支援しよう！

★安心して妊娠・出産ができる環境を整えよう！

★青少年が、喫煙・飲酒・薬物・性について正しい知識を持ち、自分や周りの人を大切にできるようにしよう！

「健やか親子」の分野での取り組み状況の成果を測るものとして、次のような指標を掲げます。

＜指標項目＞

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の推進		
乳幼児健康診査の未受診率（３～４か月児）	1.7%	1.0%
乳幼児健康診査の未受診率（１歳６か月児）	3.3%	3.0%
乳幼児健康診査の未受診率（３歳児）	6.9%	5.0%
休日・夜間の当直医制度を知っている親の割合（乳児保護者）	77.5%	100%
休日・夜間の当直医制度を知っている親の割合（幼児保護者）	89.6%	100%
かかりつけの小児科医を持つ親の割合（乳児保護者）	92.1%	100%
かかりつけの小児科医を持つ親の割合（幼児保護者）	97.4%	100%
学童期・思春期における保健対策の推進【再掲】		
中学生男子の喫煙率【再掲】	0.0%	0%
中学生女子の喫煙率【再掲】	0.9%	0%
17 歳男子の喫煙率　【再掲】	0.0%	0%
17 歳女子の喫煙率　【再掲】	2.0%	0%
中学生男子の飲酒経験者の割合【再掲】	24.4%	0%
中学生女子の飲酒経験者の割合【再掲】	12.8%	0%
17 歳男子の飲酒経験者の割合　【再掲】	31.8%	0%
17 歳女子の飲酒経験者の割合　【再掲】	33.3%	0%
子どもの健やかな成長を支援する環境づくり		
母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	52.1%	70%以上
育児に参加する父親の割合（乳児保護者）	69.7%	75%以上
育児に参加する父親の割合（幼児保護者）	57.1%	67%以上

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
育てにくさを感じる親への支援		
妊娠・出産について満足している人の割合（妊婦）	93.3%	100%
妊娠・出産について満足している人の割合（乳幼児保護者）	96.6%	100%
子育てにストレスを感じることがある人の割合（乳児保護者）	65.2%	60%以下
子育てにストレスを感じることがある人の割合（幼児保護者）	83.1%	80%以下
児童虐待の未然防止と早期発見		
子どもに対して、家族の誰かが怒鳴ったり、叩いたり、無視してしまうことがある割合（乳児保護者）	6.7%	3%以下
子どもに対して、家族の誰かが怒鳴ったり、叩いたり、無視してしまうことがある割合（幼児保護者）	15.6%	12%以下

＜取り組み＞

市民一人ひとりの役割

○家族みんなで、協力し合って子育てに取り組みましょう。

○子育ての悩みは、一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口で相談しましょう。

○家庭において、たばこ、アルコール、薬物、性などの問題についての正しい知識を子どもに伝えていきましょう。

地域・団体・事業者等の役割

○地域の子どもや子育て家庭を見守り、必要な支援を行いましょう。

○公共交通機関での妊婦さんへの配慮などに心がけましょう。

○子どもや妊婦さんの受動喫煙の防止に協力しましょう。

行政の役割

○妊娠や出産に対する不安や子育ての不安等を軽減するための知識の普及や相談等を行います。

○乳幼児の発達段階に応じて、心身の健康づくりに向けた支援を行います。

○たばこ、アルコール、薬物、性など、思春期の青少年に必要な知識の普及やこころの問題への対応を行います。

■行政の主な取り組み

No.	取り組み	内　容	担当課
1	妊婦への支援	母子健康手帳の交付や妊産婦歯科健診、妊婦健康診査の実施、健康相談などを通じ、安心して妊娠・出産ができる環境を整えます。	健康課

No.	取り組み	内　容	担当課
2	産婦・乳児への支援	産婦・新生児訪問、産後ケア事業、未熟児訪問、養育支援訪問等の実施を通じ、妊娠、出産から育児期における妊婦への支援を切れ目なく実施します。	健康課
3	保護者への啓発・情報提供の実施	「パパママ教室」や「離乳食教室」などの開催を通じ、子どもを持つ保護者への知識の普及を進めるとともに、育児不安の軽減を図ります。	健康課
4	乳幼児健診等の実施	乳幼児健康診査、幼児歯科健診等を実施し、保護者が乳幼児の健康や発達の状況を正しく知るとともに、発育・発達に関する相談ができる機会を提供します。	健康課
5	予防接種の推進	各種予防接種を実施するとともに接種勧奨を行い、乳幼児の健康の保持・増進を図ります。	健康課
6	発達がゆるやかな幼児とその保護者への支援	「発達支援あそびのサロン」や「乳児健康診査事後教室　コアラちゃん広場」の開催を通じ、発達がゆるやかな幼児とその保護者への支援を行います。	健康課 子育て支援室
7	相談の実施	家庭訪問や面接・電話相談、母乳相談、６～７か月児健康相談などを通じて悩みの相談に対応し、育児不安の軽減を図ります。	健康課
8	思春期家庭教育学級の実施	小・中・高校生の保護者等を対象に、思春期の子どもへの支援方法などを学ぶ学習機会を提供します。	生涯学習課
9	学校における思春期保健教育の推進	小中学校の児童生徒に対し、飲酒・喫煙防止や薬物乱用防止、性に関する正しい認識と命の大切さ等を学ぶ思春期保健教育を推進します。	学校教育課

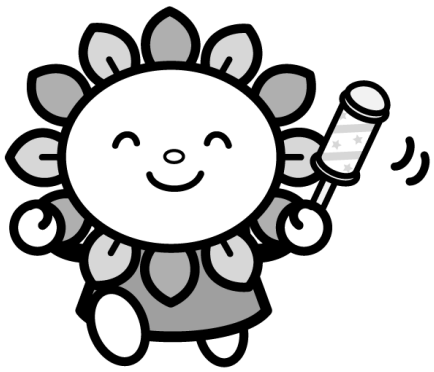

９　食育

＜現状・課題＞

○尾張旭市では、「尾張旭市食育実行プラン」に基づき、全市的な食育の推進に取り組んできました。アンケートからも、市民の食育への関心が高まっていることがうかがえます。今後も、子どもから高齢者まで、全世代にわたる食育を推進していく必要があります。

○家庭菜園や、保育所・幼稚園等での野菜づくりが広がっています。身近なところで食と農との関わりを理解するきっかけとして、さらに地産地消を広げていく必要があります。

○核家族化などを背景に、家庭での料理の知識・技術などが継承されにくくなっています。親子で料理する機会が少なくなっており、家庭の味等を伝える取り組みが求められます。

○さまざまな事件・事故等により、食の安全が揺らいでいます。また、メディアからの情報も多種多様になっており、正しい知識の普及・定着がますます重要になっています。

■「食育」への関心（経年比較）

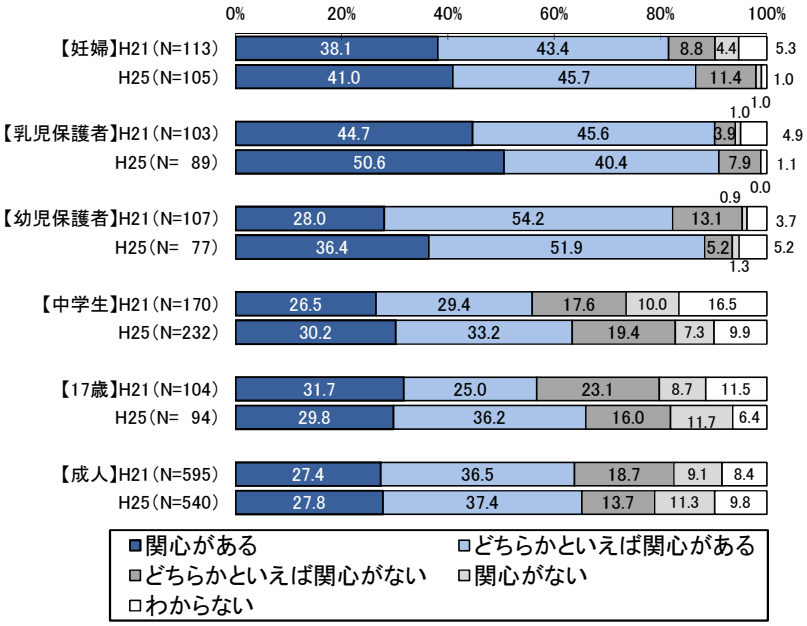

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査（平成２５年度）

■食品の安全性への所感

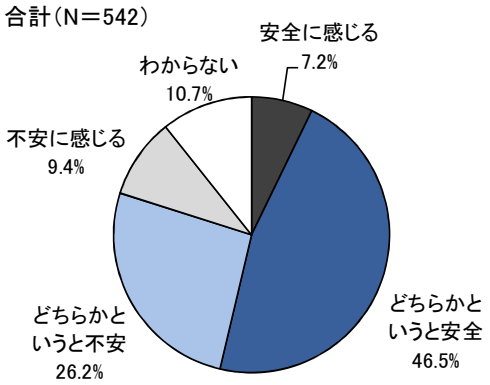

資料：最終評価及び第２次計画策定にかかるアンケート調査（平成25年度）

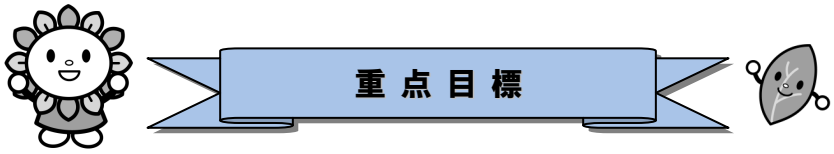

★身近なところから「地産地消」を進めよう！

★家庭の味や料理の技術などを伝承していこう！

★食の安全について正しい知識を身につけよう！

「食育」の分野での取り組み状況の成果を測るものとして、次のような指標を掲げます。

＜指標項目＞

指標項目	現状値	最終目標値（H36）
「食育」に関心を持つ市民を増やす		
食育に「関心がある」「どちらかと言えば関心がある」と回答する市民の割合	65.2%	90%以上
「地産地消」を知っている市民を増やす		
地産地消という言葉を「言葉も意味も知っている」割合	80.7%	90%以上
家族や友人と楽しく食事する人を増やす		
１日最低１食、きちんとした食事を家族等２人以上で、30 分以上かけてとっている市民の割合	67.3%	80%以上
朝食を欠食する人を減らす【再掲】		
１～３歳児　朝食を欠食する人の割合【再掲】	1.3%	0%
中学生　　朝食を欠食する人の割合【再掲】	0.8%	0%
17 歳　　朝食を欠食する人の割合【再掲】	1.1%	0%
食の安全に不安を感じている人を減らす		
食について「不安」「どちらかというと不安」と回答する市民の割合	35.6%	26%以下
学校給食で地場産物を使用する割合を増やす		
学校給食における尾張旭市産または愛知県産の地場産物を使用する割合	57.0%	60%以上

＜取り組み＞

市民一人ひとりの役割

○地元農産物を積極的に購入しましょう。

○農業体験や料理教室などに積極的に参加して、食の大切さを学びましょう。

○家族と一緒に料理をするなどして、家庭の味を伝えましょう。

○子どもには積極的に食事づくりのお手伝いをさせましょう。

地域・団体・事業者等の役割

○地域で、地元農産物を活用した料理教室などを開催しましょう。

○地域で高齢者と子どもが交流でき、伝統料理等が継承される取り組みを進めましょう。

○食品事業者は、地元農産物が購入しやすい環境づくりに取り組みましょう。

○地域で食育や地産地消について学べる機会を設けましょう。

行政の役割

○保育所・幼稚園・学校や JA 等と連携し、地産地消を推進します。

○料理教室などを開催し、市民が伝統料理や地元農産物（いちじく、プチヴェール等）を活用した料理づくりなどに取り組む機会を提供します。

○食育に関する啓発や情報提供を行い、全市的な食育を展開します。

■行政の主な取り組み

No.	取り組み	内　容	担当課
1	保護者への啓発・情報提供の実施	「パパママ教室」の栄養指導や「離乳食教室」において、子どもを持つ保護者への食育に関する知識の普及を進めます。	健康課
2	食育に関する知識の普及	健康相談、健康教育、職員出前講座等を実施し、食育に関する知識の普及を進めます。	健康課
3	生活習慣病予防教室の開催	「あなたのためのちょいやせ道場」を開催し、食育の知識普及を通じて肥満の防止、改善を支援します。	健康課
4	【チャレンジ】 健康づくり教室の開催	「骨コツヘルスアップ教室」などを開催し、市民が食育推進に関する取り組みを実践できるよう支援します。	健康課
5	【チャレンジ】 食生活改善推進員への活動支援	食生活改善推進員による自主活動（料理教室等）への支援を行います。	健康課
6	保育所・幼稚園・学校における食育指導	保育所・幼稚園や学校において、授業等を通じた食育を推進します。	学校教育課
7	給食を通じた食育の推進	学校給食において、食事のマナーや食文化、地産地消等に関する食育を推進します。	学校教育課 給食センター
8	農業にふれる機会づくり	ふれあい農園等において、市民が農業にふれることができる機会を提供します。	産業課
9	食の安全に関する取り組みの推進	市民が食に関して安全な消費生活を送ることができるよう、情報提供を行います。	産業課
10	環境に配慮した食生活の促進	環境への負荷が少ない地産地消の推進や、食品廃棄物の低減など、環境に配慮した食生活を促進します。	産業課 環境課

＊【チャレンジ】　の表記がある事業は、66 ページに記載の「第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ」事業に位置づけています。